

【資料 3-3】

平均在院日数の算定方法について（案）

1. 将来の病床数の見込みの設定

各都道府県において、平成 29 年度の医療・介護について重点化・充実及び効率化をおこなった場合の病床数（一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床）を設定する。

2. 平均在院日数の推計

「医療・介護について充実や重点化・効率化を行った場合の全国試算」（以下「全国推計」という。）における病床利用率、平均在院日数を参考に、「1.」にて設定した将来の病床数の見込みから当該都道府県の平均在院日数の推計を行う。（本試算では試算時点における最新の全国推計として、「社会保障に係る費用の将来推計の改定について（平成 24 年 3 月）」を参考とする。）平均在院日数の推計は、利用者数＝新規入院発生数×平均在院日数というモデル式を用いて推計を行う。

（1）各病床別の一日当たり利用者数と新規入院発生数の推計

各病床別に病床数に病床利用率（注 1）を乗じて一日当たりの利用者数を推計する。

（注 1）病院報告の各都道府県別の利用率に全国推計の改革に伴う病床利用率の変動等を織り込んで設定。なお、感染症・結核病床は病院報告における全国値の過去の平均を用いる。

上記で算出した一日当たり利用利用者数を各病床別に平均在院日数（注 2）で除することにより、各病床別の新規入院発生数を推計する。

（注 2）病院報告の各都道府県別の平均在院日数に全国推計の改革に伴う平均在院日数の変動等を織り込んで設定。なお、感染症・結核病床は病院報告における全国値の過去の平均を用いる。

（2）総計の平均在院日数の算定

（1）にて各病床別に算出した一日当たり利用者数と新規入院発生数をそれぞれ足し上げ、病床計の一日当たり利用者数と新規入院発生数を計算する。病床計の一日当たり利用者数を新規入院発生件数で除することにより平均在院日数を推計する。